

令和4年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和4年11月29日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

1. 令和4年11月29日（火）午後2時56分 開会

1. 令和4年11月29日（火）午後3時44分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男	2番 鎌田 正	3番 黒沢龍己	4番 森元淑雄
5番 高橋徳久	6番 橋村 誠	7番 武藤義彦	8番 熊谷隆一
9番 渡邊秀俊	10番 小松栄治	11番 荒木田俊一	12番 伊藤福章
13番 秩父博樹	14番 後藤 健	15番 青柳宗五郎	16番 鈴木良勝
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己
副管理者 小松英昭 監査委員 藤村好正 事務局長兼管理課長 久米正
消防長 佐藤広樹 消防次長 渋谷徹 消防本部総務課長 山本啓彦
環境事業課長 瀬川敬 環境事業課参事 山本博康 介護保険事務所長 上田泰彦
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課副主幹 九島芳謙
管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主事 内山七月

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第15号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第16号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第17号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 議案第18号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(6) 議案第19号 工事請負契約の締結について

(7) 議案第 20 号 令和 4 年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 1 号)

(8) 議案第 21 号 令和 4 年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(9) 議案第 22 号 令和 3 年度決算の認定について

議 長 (後藤健)

これより令和 4 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 (老松博行)

はい、議長。

議 長 (後藤健)

はい、管理者。

管理者 (老松博行)

本日、令和 4 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案 5 件、単行案 1 件、補正予算案 2 件、決算認定 1 件の合計 9 件であります。上程議案の内容は、定年の引き上げに係る条例案や令和 3 年度決算の認定などとなっておりますが、この後提案理由について事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

国内における新規感染者数につきましては、8 月下旬に第 7 波のピークを迎え、その後減少に転じておりましたが、10 月下旬からは徐々に増加に転じ、現在は第 8 波に入ったとの見方がなされているところであります。

国では、全国旅行支援の開始や水際対策の緩和など、より経済活動を回復させるための施策を 10 月から講じており、ワクチンや治療薬の研究が進められているものの、今後におきましても感染の拡大と縮小の波を繰り返す、いわゆるウイズコロナの生活を余儀なくされることは避けられないものと考えられます。

組合といたしましては、消防庁舎及びごみ処理施設の見学受入れや消防危険物施設の立入検査、介護保険事業所の運営指導等について、各種感染防止策を講じながら、また、場合によっては休止期間を設けながら実施しているところであり、今後も感染状況を注視しながら対応してまいります。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、管理課関係についてであります。

本年度の事務部局職員の採用試験につきましては、環境事業課の幹部候補とな

る職務経験上級職について、去る8月21日に1次試験、9月20日に2次試験を実施し、最終合格者1名と補欠合格者1名を9月30日に発表しております。

次に、斎場関係について申し上げます。

新南部斎場建設事業につきましては、仮設待合室が10月20日から、付替えにより新しくなった道路が11月1日からそれぞれ利用可能となっているほか、既存待合棟の解体が2月末までに完了する見込みであり、本年度予定の工事等は概ね順調に進捗しております。

実施設計についても業務が進行中であり、来年1月末の完了を予定しておりますが、現施設の火葬棟解体工事や外構工事を含む工事費が6億3,410万円と積算されたほか、予定している令和6年9月末の事業完了を担保するためには、本年度中に工事に取りかかる必要があることについて、業務完了前ではありますが、設計業者側から示されたところであります。

これにより、この工事請負費に設計・監理委託費を加えた継続費の設定が必要となり、予算の補正についてこの後ご審議いただくこととしているほか、来年2月の議会定例会には、工事請負契約に係る議案を上程させていただく予定であります。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、新中央し尿処理センター施設整備事業につきましては、設計・建設及び長期間の運営・維持管理に係る事業者を、総合評価一般競争入札方式により選定することとしておりましたが、去る10月3日開催の第4回事業者選定委員会において「JFE環境テクノロジー株式会社」を最優秀提案者に選定し、同月31日の入札契約資格等審査委員会において落札者に決定しております。

なお、落札価格については、税込みで合計43億8,496万2,802円であり、内訳は、設計を含む建設工事費が27億5,000万円、運営・維持管理業務委託費が16億3,496万2,802円と、いずれも債務負担の上限額を下回る結果となっております。

これを受け、双方が協力することについて定めた基本協定を11月17日に締結した上で、24日には基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約に係る仮契約を締結しており、建設工事請負契約締結に係る単行案を、この後ご審議いただくこととしております。

次に、北部廃棄物処理施設長期包括運営事業につきましては、令和5年度からの導入に向け、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとしておりましたが、去る9月8日開催の事業者選定委員会において、ごみ処理センター及び最終処分場については「株式会社神鋼環境ソリューション東北支店」を代表企業とする応募グループを、し尿処理センターについては「日立造船株式会社東北支社」を代表企業とする応募グループをそれぞれ最優秀提案者に選定し、同月30日の入札契約資格等審査委員会において優先交渉権者に決定しております。

この後ご審議いただく補正予算案において、令和5年度から10年間の業務委託費の限度額として、ごみ処理センター及び最終処分場については51億400

万円、し尿処理センターについては17億3,800万円、合わせて68億4,200万円の債務負担行為の設定をお願いしており、議決をいただいた後、年内の契約締結に向け交渉を進めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

始めに、本年度の各分署の改修工事等につきましては、田沢湖分署の屋根・外壁塗装工事が8月28日、西仙北分署の屋根改修工事については10月5日に完了しております。

また、本年度の購入車両につきましては、半導体不足などの影響により納期が例年より遅れているものの、大曲消防署の高規格救急自動車は来年2月中、西分署の消防ポンプ自動車については来年3月中に納車される予定となっております。

次に、消防職員の採用試験につきましては、去る9月18日に1次試験、10月19日と20日に2次試験を実施し、最終合格者8名と補欠合格者3名を11月18日に発表しております。内訳は、最終合格者が上級消防4名、初級消防3名、初級救命1名、補欠合格者が上級消防、初級消防、初級救命それぞれ1名となっております。

次に11月23日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が48件で昨年同期より8件の減、救急件数は5,687件で648件の増、救助件数は86件で8件の増となっており、救急件数の増は、新型コロナウイルス感染者搬送事案の急増が大きく影響しているものと分析しております。このほか、登山中の捜索救助事案が大仙市で1件、仙北市で11件の計12件、山菜採りによる遭難が大仙市、仙北市、美郷町いずれも1件の計3件発生しております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

本年8月データによる第1号被保険者数は48,120人、要介護認定者数は9,963人、サービス利用者数は8,288人、給付総額は約14億1,516万円となっており、前年同月との比較では、第1号被保険者数は24人、要介護認定者数は89人、サービス利用者数は231人のいずれも減で、給付額についても約4,292万円、率にして2.94%の減となっております。サービス別で変動が大きかったものとしたしましては、訪問介護・通所介護・短期入所介護などの居宅サービス費が約3,900万円、率にして8.02%の減となっており、新型コロナウイルスの感染拡大により利用が控えられたことや事業所を休業したことなどによるものと分析しております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募につきましては、令和4年度から5年度にかけて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」を開設する事業者の公募を構成市町の11月1日号広報で実施しており、今後は、開設を希望している事業者への説明会を開催するなど、事業所開設に向けた手続きを進めてまいります。

次に、令和6年度から8年度までの3年間を対象とする第9期介護保険事業計画につきましては、すでに本年度から計画策定に向けての調査が始まっており、65歳以上の一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に

については、無作為に抽出した1,750人に、去る11月11日調査票を郵送させていただいたほか、要支援・要介護認定を受けている在宅高齢者を対象とした「在宅介護実態調査」及び介護事業者を対象とした「介護人材実態調査」については、来年1月を目処に実施する予定であり、より当圏域に合致した計画となるよう事務作業を進めてまいります。

最後に、令和5年度当初予算の編成状況について申し上げます。

当組合では、例年、主な事業の内容や負担金の増減見込みなどについて構成市町の財政担当課や事業担当課に説明する会議を設けており、本年度は、去る11月1日に開催したところであります。

現在、経常経費の積み上げのほか、すでにお示しした主要事業についても再精査しながら編成作業を進めているところであり、必要性、緊急性、効果などを念頭に置きながら実効性のある予算に仕上げ、来年2月末の開催を予定している定例会にお諮りいたしますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (後藤健)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第一号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において9番渡邊秀俊議員、10番小松栄治議員、11番荒木田俊一議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「令和4年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」につきましては、通告がありませんでしたので、終結いたします。

日程第5「議案第14号」、日程第6「議案第15号」、日程第7「議案第16号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米局長。

局 長 (久米正)

はい、議長。

議 長 (後藤健)

はい、局長。

局長 (久米正)

議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第14号をご説明いたします。

議案説明資料の2ページと3ページをご覧ください。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき、一般職の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定を行うほか、等級別職務分類表を改正するものであります。

給料表につきましては、民間給与との較差を埋めるため、大卒者の初任給を3,000円、高卒者の初任給を4,000円それぞれ引き上げるなど、若年層の給与を引き上げることにより、給料水準を平均0.3%引き上げるものであります。

期末・勤勉手当の支給割合につきましては、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、勤勉手当の年間支給月数を1.9か月から0.1か月引き上げて2か月とするものであり、今年度は12月支給分を引き上げることにより対応するものであります。

また、令和5年度においては、年間支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

等級別職務分類表につきましては、現在6級としている角館消防署長を、大曲消防署長との均衡を考慮し、7級に変更するものであります。

給料表及び本年度の期末・勤勉手当の改定については、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであり、令和5年度の勤勉手当の支給割合及び等級別職務分類表の改正については、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第15号についてご説明申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

当組合の専任副管理者の期末手当につきましては、大仙市の常勤監査委員に合わせることであり、年間支給月数を3.25か月から0.05か月引き上げて3.3か月とするものであります。

また、令和5年度においては、一般職と同様、年間の支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正は、公布の日から施行し、本年12月1日から適用するものでありますが、令和5年6月以降の期末手当の支給割合の変更に係る施行日については、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第16号をご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

本案は、一般職に準じ、会計年度任用職員の給料表を改定するものであります。会計年度任用職員の給与については、人事院勧告に基づき決定される一般職の

給与を基礎とすることにより、間接的に民間給与との均衡が図られるものとされております。

今般の一般職の改定に合わせ、一般職の給料表の1級に準じて定めている給料表を改定するものであり、施行日については、令和5年4月1日といたします。

以上、議案第14号から第16号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第14号から議案第16号までの3件を一括して採決いたします。本3件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第17号」日程第9「議案第18号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米局長。

局長 (久米正)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、局長。

局長 (久米正)

議案第17号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第18号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第17号をご説明いたします。議案説明資料の6ページをご覧ください。

本案は、地方公務員法の一部改正に合わせ、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなどの措置を講ずるため、条例の一部改正を行うものであります。

主な改正の内容であります。 (1) 現在60歳としている職員の定年を65歳とすること、 (3) 管理監督職の上限年齢を60歳とすること、 (4) 60歳に達した年度の翌年度以降は管理監督職以外の職に降任させること、 (5) 60歳以上の退職者を定年前再任用短時間職員として採用できること、などとなっております。

また、 (6) 定年年齢については、令和13年4月1日までの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を設けることとなります。

本改正は、令和5年4月1日から施行するものでありますが、一部の規定については、公布の日から施行することといたします。

次に、議案第18号についてご説明申し上げます。資料の7ページをご覧ください。

本案は、ただ今、議案第17号でご説明した定年引上げのための地方公務員法の改正に伴い、その他の関係条例についても所要の改正を行う必要が生じており、整備条例として一括改正するものであります。

各条例の改正の概要につきましては、(1)一般職の職員の給与に関する条例は、①定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を規定するとともに、②60歳に達した職員の給料月額を、翌年度以降は7割に引き下げるもの、(2)職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、①分限処分の種類として「降給」を追加するとともに、②給料月額を7割とする措置を、降給の事由とするもの、(3)職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例は、減給の懲戒処分により給与から減ずる額の上限を、減額の給料異動があった場合は、減額後の月額を算定基礎とすることを明示するもの、(4)職員の育児休業等に関する条例は、育児休業をすることができない職員に、管理監督職上限年齢による異動期間を特例により延長された職員を加えるもの、(5)職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、地方公務員法の改正に合わせ、引用する条項を改めるもの、(6)公益的法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例は、公益的法人等に派遣することができない職員に、管理監督職上限年齢による異動期間を特例により延長された職員を加えるもの、(7)大曲仙北広域市町村圏組合人事行政運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法の改正に合わせ、引用する条項を改めるもの、(8)定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例については、早期退職の募集対象年齢について、「定年から15年を減じた年齢以上」となっているものを、「45歳以上」に改めるもの、8ページをお開き願います。(9)大曲仙北広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例は、廃止するもの、などとなっております。施行日については、令和5年4月1日といたします。

以上、議案第17号及び第18号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

(後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第17号」及び「議案第18号」を一括して採決いたします。本2件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第19号」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。久米局長。

局長 (久米正)
はい、議長。

議長 (後藤健)
はい、局長。

局長 (久米正)
議案第19号「工事請負契約の締結について」をご説明いたします。議案説明資料の9ページをご覧ください。

本案は、新中央し尿処理センター施設整備事業に係る工事請負契約の予定価格が1億5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定することとしておりましたが、有識者や構成市町の職員で構成する事業者選定委員会が選定作業に当たった結果、参加した4事業者の中から「JFE環境テクノロジー株式会社」を最優秀提案者に選定し、入札契約資格等審査委員会において落札者に決定されたことから、当該事業者と27億5,000万円の工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第19号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (後藤健)
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。
これより「議案第19号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第20号」、日程第12「議案第21号」の2件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。久米局長。

局長 (久米正)
はい、議長。

議長 (後藤健)
はい、局長。

局長 (久米正)

議案第20号「令和4年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」をご説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、北部一般廃棄物処理施設において不足することが見込まれる電気料について、工事請負費の契約差額と前年度繰越金を財源として予算措置するものであり、補正後の予算総額は51億1,462万6千円となるものであります。

予算の内訳をご説明いたします。

歳入7款繰越金は、665万9千円の増となります。

歳出4款衛生費2項清掃費9目北部最終処分場運営費、10目北部ごみ処理センター運営費、11目北部し尿処理センター運営費は、いずれも需用費を増額する一方、工事請負費については減額することにより、合わせて665万9千円の増となります。

なお、今回は、来年2月までの不足額を増額することとし、他の施設を含めた電気料等の最終的な補正額については、来年2月議会定例会に改めて計上させていただく予定であります。

次に、継続費の設定について、ご説明いたします。

新南部斎場建設工事につきましては、令和5年度と6年度の2年間で実施する計画としておりましたが、令和6年9月末の事業完了に遅れを生じさせないため、本年度から取りかかる必要が生じております。

これにより、建設工事費6億3,410万円のほか、設計監理業務委託費631万7千円及び工事監理業務委託費881万3千円について、令和4年度から6年度までの継続費を設定させていただくものであります。

なお、本年度の各事業については、いずれも当初予算の契約差額を財源として実施することが可能なため、歳入歳出予算の補正は必要ないものであります。

次に、債務負担行為の設定について、ご説明いたします。

北部廃棄物処理施設の長期包括運営事業につきましては、公募型プロポーザル方式により選定した事業者により、令和5年度から14年度までの管理運営業務を委託するものでありますが、本年中の契約締結に向け、ごみ処理センター及び3か所の最終処分場については51億400万円、し尿処理センターについては17億3,800万円を、それぞれ債務負担の限度額として設定させていただくものであります。

続いて、議案第21号「令和4年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）」をご説明いたします。

議案説明資料の12ページとなります。

今回の補正は、不足が生じている過年度保険料還付金について、前年度繰越金を財源として予算措置するものであり、補正後の予算総額は195億4,137万9千円となるものであります。

予算の内訳をご説明いたします。

歳入9款繰越金は、50万円の増となります。

歳出7款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、50万円の増で、過年度に遡る所得の減額更正が多数発生したことにより、還付金の支払額が見込みを超過したため増額するものであります。

以上、議案第20号と第21号、令和4年度11月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第20号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第22号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭)

議案第22号「令和3年度決算の認定」につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本組合の一般会計と介護保険特別会計に係る令和3年度歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容につきましては、お手元にお配りしております「一般会計特別会計歳入歳出決算書並びに附属書」、これに記載されているとおりでございますが、去る9月21日、当組合監査委員より審査をいただいておりますので、その審査結果につきましては、別冊の審査意見書にまとめられておりますので、別途ご確認いただければと存じます。

それでは、説明に入らせていただきます。

説明は、引き続き議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますが、議案

説明資料の14ページの歳入歳出決算総括表をお開き願います。

はじめに、上段の一般会計についてであります。歳入は、予算現額50億118万1千円に対し、収入済額が50億1,127万9,035円であり、予算現額との比較で1,009万8,035円の増となっております。

一方、歳出は、支出済額が49億7,929万2,328円で、執行率は99.6%となっております。翌年度繰越額は継続費を設定した事業の逐次繰越分が300円、不用額は2,188万8,372円であり、歳入歳出差引額は3,198万6,707円となります。

内訳は、この資料には記載がございませんけども、人件費が42.9%、物件費が35.3%、普通建設事業費が6.6%などとなっております。次に、主な事業の実施状況について、100万円以上の事業をピックアップしてご説明を申し上げます。

15ページをご覧ください。

上段から、衛生費の斎場費は、火葬炉設備等補修工事が3斎場の合計で1,030万7千円、新南部斎場建設事業が全体で約2,538万円、新中央し尿処理センター建設事業費は、国の補助事業で実施した施設整備事業者選定支援業務と、事業者選定委員会謝礼を合わせて864万7千円、消防費の常備消防費は、大曲消防署除雪機購入が136万4千円、施設整備費は、角館消防署大規模改修事業が全体で約1億1,852万8千円、消防救急デジタル無線部分改修業務が4,939万円、署活動用無線機購入が約396万6千円、消防車両の更新については、いずれも補助事業で更新いたしました大曲消防署災害対応特殊化学消防ポンプ自動車7,909万円、協和分署災害対応特殊救急自動車3,239万5千円となっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

資料は戻りまして、14ページ、総括表の中段となります。

歳入は、予算現額189億9,385万5千円に対し、収入済額が192億3,724万301円であり、予算現額との比較で2億4,338万5,301円の増となっております。これは、第1号被保険者保険料の収納率が見込みを上回ったことなどによるものであります。また、不納欠損額が1,417万5,828円、収入未済額が3,878万6,483円となっており、前年度と比較いたしますと、不納欠損額は約208万7千円、12.8%、収入未済額についても約367万2千円、8.6%のいずれも減となっております。

一方、歳出は、支出済額が186億8,444万6,842円で、執行率は98.4%、不用額は3億940万8,158円であり、歳入歳出差引額は5億5,279万3,459円となっております。

内訳であります。この資料に記載がございませんが、保険給付費が全体の約92.8%を占めるほか、介護保険事務所職員の人件費や介護認定に要する経費、介護予防等を実施する地域支援事業費などが主なものとなっております。

また、事業ベースでは次の15ページの最下段、一番下の段に記載のとおり、介護保険法の改正に伴う介護保険システムの改修を、国の補助事業として約8,

14万8千円で実施しております。

なお、歳入歳出差引額の5億5,279万3,459円の中には、保険給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金約3億2,600万円や、介護給付費等準備基金に積み立てる第1号被保険者保険料が約1億3,200万円、保険料還付金約200万円などが含まれておりますので、それらを除いた実質的な繰越額は約9,200万円となります。

両会計を合算した総額につきましては、14ページの表の下段に記載のとおり、収入済額が242億4,851万9,336円、支出済額が236億6,373万9,170円で、収入済額に対する支出済額の割合は97.6%、歳入歳出差引額は5億8,478万166円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものであります。

次に、16ページをお開き願います。

上段の表の公債費の状況であります。令和3年度中の元利償還金額の合計が1億6,385万8,360円、決算年度末の未償還元金は合わせて1億7,661万4,292円であり、そのほとんどが清掃費の施設整備に係るものであります。

次に、下段の財政調整基金内訳をご覧ください。

前年度末現在高は合計で2億288万5,128円、決算年度中の取崩額が6,500万円、積立額が3,392万4千円で、決算年度末の現在高は1億7,180万9,128円であります。

次の17ページから19ページまでは、不用額の内訳についての記載となります。

1枚めくっていただいて、18、19ページをご覧くださいと思います。18ページの中段、一般会計の合計2,188万8,372円と、19ページの下段、介護保険特別会計の合計3億940万8,158円を合わせた不用額の総合計は3億3,129万6,530円であり、これらは、一般会計では0.4%、介護保険特別会計では1.6%、両会計トータルでは約1.4%に相当する額となります。

その主な内訳を申し上げますと、一般会計では、衛生費が約1,200万円、消防費が約700万円、また、介護保険特別会計では保険給付費が約2億7,000万円、地域支援事業費が約2,900万円などとなっております。

不用額が生じた要因でございますが、一般会計では、石油製品やLPガスの価格高騰及び電気料金の値上がりに伴う増額補正をしたものの、衛生費では北部廃棄物処理施設の燃料費及び電気料において、同様に消防費では燃料費及びガス代において使用する量が見込みを下回ったことから不用額が生じたものであります。また、介護保険特別会計においては、保険給付実績や地域支援事業の構成市町への委託事業実績が見込みに達しなかったことのほか、両会計において物件費等について節減を図ったことなどによるものであります。

以上、議案第22号、令和3年度決算の認定に係る概要についてご説明を申し上げますが、現在進めております「新南部斎場建設事業」及び「新中央し尿処

「理センター建設事業」の建設工事がこれから本格化することに伴い、事業費も大きく膨らむこととなりますので、今後もより一層効率的な事業の推進に努めてまいります。

また、介護保険事業におきましては、今年度は第8期介護保険事業計画の中間年度であります。引き続き要介護者が安心してサービスを受けることができるサービス基盤の整備及び指導・監督を行うとともに、元気な高齢者の自立支援と介護予防に向けた体制の構築に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご指導ご協力をお願いするとともに、本案につきましてはよろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上になります。

議 長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和4年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。